

### 3-6-2 手すり

1. 通路には、高さが80～85cm、60～65cm程度である二段の手すりを両側に連続して設けることとする。なお、手すりの外径は4cm程度とし、壁面から5cm程度離して設置することが望ましい。【解説1】
2. 手すりの端部の付近には、道路の通ずる場所を示す点字を貼り付けることとする。点字による表示方式はJIS T0921の規格にあわせたものとする。また、手すりの端部は衣服の引っかかり等がないような処理とする。【解説2】

#### 【解説1】

高齢者や障がい者等の利用を考慮し、手すりは図3-4-1に示すように二段式（80～85cm、60～65cm）とする。また、利き手、昇降方向に応じて左右どちらでも利用できるようにする必要があるため、両側に連続して設置する。なお、外径は4cm程度とし、壁面から、5cm程度離して設置することが望ましい。（「3-4 傾斜路 参考資料」参照）

#### 【解説2】

手すりの端部では、点字によって通路の方向や現在位置等を案内し視覚障がい者の円滑な移動を図る。なお、点字によってその内容を文字で併記することが望ましい。また、端部の処理は下方に滑らかに屈曲させるなどして、衣服の引っかかりを防止するとともに、その箇所が終端部であることが認識できるようにする。

（図3-7-4参照）

### 3-6-3 その他

1. 通路の両側には35cm程度の立ち上がり部、及びさくその他これに類する工作物を設ける。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
2. 高欄は路面から高さ1.1m程度の高さとし、危険のない構造としなければならない。笠木の幅は10cm以上とする。

通路の両側には35cm程度の立ち上がり部を設け、車いすの飛び出しや杖の滑落、物品の落下、雨水の流下等を防止する。

歩行が不安定な高齢者や障がい者、子供の乗り越え等を考慮すると高欄の高さは1.0m以上必要であり、自転車の利用がある場合は、自転車利用者の転落を防止するための高さとして1.1～1.2m程度必要である。

笠木の幅は10cm以上とし物などが置かれないように曲面にするなどの工夫を行う。